

## 法務省による「定款認証の新たな運用」の取組状況

## 1 定款作成支援ツールの公開

- 小規模でシンプルな組織形態のスタートアップの起業ニーズに応えるため、**定款の作成を支援するデジタルツール**を初めて公開
  - ・ 法務省も関与し、日本公証人連合会ホームページでデジタルツールを、R5.12～提供（必要項目のみの入力・プルダウン方式）
  - ・ ツールを用いて作成した定款案は、**全国すべての公証役場で利用可能**
- R5.12の公開後、利用者の声を踏まえ、複数回のツール見直しを実施
- 民間事業者・資格者団体に、**二次利用のためのツールデータを積極的に提供**。民間利用の拡大によるUI向上にも期待

## 2 ツールを用いた迅速処理の試行

- 1の定款作成支援ツールを用いた定款について、**原則48時間以内に、定款認証手続を完了する新たな運用**を開始
  - ・ R6.1～**東京都・福岡県内のすべての公証役場**（56役場）で実施。平日夜間（20時まで）の審査対応も試行実施中
- 運用開始後、利用者の声を踏まえ、R6.2に運用を見直し（デジタル署名・デジタル完結のできない起業者も迅速処理を利用可能に）
- 起業検討中の方々に届くよう、**経済団体、スタートアップ団体、インキュベーション施設等**と連携して新たな運用の情報提供

## 3 ウェブ会議原則の導入

- 公証人の面前審査について、**利用者が特に希望等しない限り、公証役場に赴くことなくウェブ会議で実施することをルール化**
  - ・ **R6.3～全国すべての公証役場**で、ウェブ会議の利用を利用者に積極的に勧めて原則実施とするなど、統一的に運用
- 全国の公証役場でデジタルサービスを適切かつ安定的に提供できるよう、**法務省・法務局で指導監督を徹底**
  - ※法務省等で実施状況を調査するとともに、独自の苦情・相談窓口を設置

変更後の  
手続の  
イメージ